

# 一般社団法人春陽会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人春陽会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

2. この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、美術に関する創作活動を奨励し、展覧会を開催して、美術向上に尽力すると共に、後進の育成を図り、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 展覧会開催及び研究活動
- 二 美術に関する調査研究
- 三 美術に関する顕彰
- 四 会報その他美術に関する出版物の刊行
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同し展覧会に出品する次の者たちで構成する。

- 一 正会員 美術上の業績が顕著であり、総会において出席正会員の3分の2以上からの推薦を受け、承認を受けた者。
- 二 客員会員 会の運営に協力し、総会において出席正会員の3分の2以上から選任を受け、承認を受けた者。
- 三 会友 連続5回又は7回入選し、総会に諮り承認を受けた者。

2. 正会員を以って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は入会申込書を理事長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の経常的に生じる費用に充てるため会員になった時及び毎年、会員は総会の議決において別に定める額を支払う義務を負う。

2. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除することができる。この場合、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で決議する前に総会の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- 二 この法人の定款その他規則に違反したとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払い義務を届け出なく1年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- 四 解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬などの額
- 四 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会で決議した事項。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第15条 前条のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求することができる。理事長は、その請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議の都度正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、再度議決を行う。

3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員である出席者の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

4. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した正会員のうちから社員総会において選出された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印する。

3. 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員及び客員会員に通知する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

一 理事 15名以上20名以内

二 監事 3名

2. 理事のうち1名を理事長とし、2名を常任理事、1名を会計担当理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、常任理事、会計担当理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常任理事、会計担当理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 特定の理事及び監事とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事及び監事の現在数の3分の1を超えてはならない。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
5. 理事の被選挙権は公示日の時点で70歳未満とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
3. 常任理事は、理事長を補佐し、総会の議決した事項を処理する。
4. 会計担当理事は、会計係を監督し、財産を保全管理し、会計経理伝票を承認する。又、銀行印の保管管理を行う。
5. 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会が理事長を選出する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は何時でも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会・総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとする。この法人の役員再任を防げない。

2. 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が、就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決によって解任することができる。この場合、総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事にたいしては、総会において定めた額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第27条 この法人に、名誉会長を若干名、おくことができる。

2. 名誉会長は、総会で正会員のうちから推挙された者を理事長が委嘱する。
3. 名誉会長はこの法人の重要事項に関して、理事長に対して意見を述べる。
4. 名誉会長の報酬は無償とし、任期は2年とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常任理事、会計担当理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、毎年4回以上理事長が招集する。ただし、理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることが出来ない。
3. 議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、再度議決を行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 理事会の議事の要領及び議決した事項は、正会員及び客員会員に通知する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度の開始前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の書類については正会員に書類でもって通知するものとする。また、主たる事務所及び支部事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については総会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の付属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第36条 この法人は剰余金の分配をすることができない。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、正会員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人の清算に伴う残余財産は、理事会及び総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公 告)

第42条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局及び職員

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は理事長が任免する。但し、重要な職員は理事会で議決する。
3. 職員は有給とする。

第11章 補則

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

(付則)

この定款は昭和59年10月29日制定

平成19年 1月14日改定

平成22年 4月14日改定

平成24年12月 9日改定